セントクリストファー・ネーヴィス　平成十六年九月十一日
グレナダ　平成十六年九月二十八日
ソロモン諸島　平成十六年九月三十日
ガボン共和国　平成十七年七月十二日
モルドバ共和国　平成十八年一月十一日
キリバス共和国　平成十九年五月五日
グアテマラ共和国　平成二十年五月二十日

二　オランダ王国政府及びカナダ政府は、前記の条約の受諾書を、それぞれ、昭和五十六年六月十六日及び平成六年七月十八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、昭和五十七年七月十八日にオランダ王国について、また、平成六年十月十八日にカナダについて効力を生じた。

三　モンテネグロ政府は、前記の条約を同国の独立の日たる平成十八年六月三日から承継する旨を国際海事機関事務局長に通告した。

（昭和六十一年二月十日付け、平成二年十月一日付け、平成三年十一月五日付け、同年十二月九日付け、平成四年一月十日付け、平成五年十一月一日付け、平成六年二月八日付け、同年四月七日付け、同年四月二十七日付け、平成九年十二月一日付け、平成十年一月二十一日付け、同年五月十一日付け、平成十二年八月九日付け、平成十三年一月五日付け、平成十四年一月二十八日付け、同年七月四日付け、同年八月十三日付け、平成十五年四月七日付け、同年七月二十三日付け、平成十六年八月二十五日付け、平成十七年五月十三日付け、平成二十年三月五日付け、昭和五十六年六月二十三日付け及び平成六年七月二十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年八月十日

外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第二百八十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

「及びミズーリ州」を「、ミズーリ州及びミネソタ州」に改め、「（マニトバ州を除く。）」を削る。

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字岩野字下野々平二〇二〇の二一・字松ノ下二〇六五の二一・字水清谷二一一三の五二・二一一三の五三・二一一三の五五・二一一三の六五・二一一三の七九・二一一三の八五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市田原山上字鳥子谷三六六一の一八から三六六一の二〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市高尾字百々谷四三の二、字新平開四四の二、字湯谷大平四五の二、四五の六〇、四五の一〇一から四五の一〇七まで、字天狗松上四八の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五五の二、字奥谷頭五九の二、六二の二、六三の二、六四の二、六五の二、六六の二、六九の二、字大塚谷頭七〇の二、七一の二、七二の二、上横野字利元峪八二三の三、八二三の二八、字アソウ谷三四九五の二、三四九五の五、三四九五の二九から三四九五の三五まで、三四九五の三七、三四九五の三八、三四九五の五四、東田辺字綱立場一一六五の一、字三ツ岩一四六八の一、一四六八の五、一四六八の六、一四六八の八、字海老一五八七の一、一五八七の二、一五八七の七、加茂町成安字梶間北山一七八七の二、真庭市別所字畑谷二九四、二九五の一から二九五の六まで、二九七、二九八、三〇〇、三〇一の一から三〇一の三まで、三〇四、三〇五、三〇七、三〇八の一から三〇八の五まで、字バガ谷二九六、田原山上字長垰尻二五八八の一、二五八八の三、赤野字小原谷九六九の一、九七〇の一、字殿ノ奥一〇〇九の一、字弥谷一一五七の一、一一五七の一六、字要害一一五九の一、一一五九の二、字高畑一一六〇の一、字グイビ谷一二〇〇の一、上河内字一ノ谷二六三八の三、二六三八の五、二六三八の九、二六三八の一〇、二六三八の一七、二六三八の一九、二六三八の二〇、二六三九、二六四四から二六四八まで、字結行二六五〇、字東谷二六七三から二六七五まで、二六八一の一、二六八一の二、二六八二の一、二六八三、二六八七の一、二六八七の二、二六八八の一、二六八八の二、二六八九〇、中河内字泉水一、二の一、二の三、字北田三四の二、三四の三、字大且八七の一、旦土字ノメラ谷中左ヒラ一六四一の二、字タラ谷右ヒラ一六四二の一、一六四三、字右ワイ谷一六四五の一、一六四六の二、字左ワイ谷一六四七の一、一六四九の二、字奥林一六八六の二、字浅井地一七三五の二、上山字大仁後一八八〇の二、字スウメザコ一八八五の二、一八八八、美作市楢原中字奥山田七九六の二、七九六の三、字雀谷八一五の二、字本谷八一六の一から八一六の四まで、字念佛ケ平八二一、字風呂ノ谷八二四、山外野字釜ノ奥六〇〇の一、六〇〇の二、字関前七四五の一、七四八の一、字新池七五二の一、七五二の二、七五三の一、七五三の四、字丸山七五四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市高尾字天狗松上五四の一、五五の一、字鍛治屋谷南九三、九五、九六、字鍛治屋谷北平一〇二、字城成七八一の一、福田字釼戸一八九の一、一八九の三から一八九の七まで、堀坂字城山一四九八の二、一四九八の三、一六〇〇の一、字城ノ谷一四九九、字イノコロ谷一五〇〇の一、一五〇一、美作市三倉田字幕谷九一の八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城成七八一の一、字釼戸一八九の一、一八九の三から一八九の七まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）